

負 傷 原 因 届

常務理事	事務長	担当者
保険給付・第三者・労災・スポーツ保険		

令和 年 月 日届出

記 号		番 号		氏 名	
住 所					
所 属	部		課	内線番号	
負 傷 者 氏 名		続柄		生年月日	年 月 日
傷 病 名					
治 療 状 況	病 院 名				☐ 入院 ☐ 外来
	治療経過	年 月 日現在 ☐ 治癒 ☐ 治療継続中 ☐ 中止			
	治療期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	装具の申請	☐ 申請予定あり ☐ 申請なし ☐ 申請済み			
負 傷 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃				
	☐ 出勤日 ☐ 休日（休暇含む） ☐ 登校日 ☐ その他（ ）				
負 傷 し た 時 間 帯 （ 状 況 ）	☐ 勤務時間中 ☐ 勤務日の休憩中 ☐ 出張中 ☐ 私用中 ☐ その他（ ）				
	☐ 通勤途中 （ ☐ 出勤 ☐ 退勤/ ☐ 寄り道あり ☐ 寄り道なし）				
	☐ 通学途中 ☐ 授業中 ☐ 部活動中 ☐ 休み時間中				
	※労働（通勤）災害に ☐ 該当する ☐ 該当しない ☐ 確認中				
負 傷 場 所	☐ 会社内 ☐ 路上 ☐ 駅構内 ☐ 学校内 ☐ 自宅 ☐ その他（ ）				
	※学校の管理下におけるケガに該当する場合は、「日本スポーツ振興センター災害共済給付金」を受けていますか。				
	☐ 受けている ☐ 受ける予定 ☐ 受けない 理由（ ）				
負 傷 原 因 （当てはまる理由 がある場合は☑）	☐ 交通事故（自転車事故含む）⇒（ ☐ 第三者との事故 ☐ 自損事故）				
	☐ スポーツ中 ☐ 飲酒が原因となる負傷（泥酔等） ☐ ケンカ ☐ 暴力を受けた				
	☐ 食中毒 ☐ 動物による負傷 ☐ どれにもあたらない				
事 故 相 手 の 有 無	※第三者との事故ですか。（第三者がいる場合、別途届出要）				
	第三者との事故 ☐ 有（あなたは ☐ 被害者 ☐ 加害者） ☐ 無				
負傷したときの状況を具体的に記載してください。					

- ◆ 該当する□にチェックをしてください。
- ◆ 負傷した原因が他人の行為による場合、「第三者の行為による傷病届」の提出が必要です。
- ◆ 業務上、通勤途上の疾病・負傷の場合は、労災保険による給付の対象となり、健康保険が使えないことがありますので、事前に事業所へご確認ください。
- ◆ 「日本スポーツ振興センター災害救済給付金」を受ける場合、一部負担還元金・家族療養費付加金の請求はできません。

◎負傷原因届について

外傷性の疾病により各種の給付申請する場合は、「負傷原因届」の提出をお願いします。

こんなときに負傷原因届をご提出ください

負傷（ケガ）がもとで、右記の給付金等を申請する時にその給付申請の添付書類として負傷原因届を提出してください。

- 療養費（装具・海外療養費等）
- 傷病手当金・付加金
- 一部負担還元金・家族療養費付加金
- 移送費

◎業務上・通勤途上の疾病、ケガの場合

●労災保険からの給付が原則

健康保険では、業務上災害または通勤災害による疾病・ケガに対して保険給付は行いません。この場合、労災保険（労働災害補償保険）の給付対象となります。ただし、労災保険の給付対象とならない場合は、健康保険で保険給付を行います。

●業務上・通勤途上でケガをしたら、会社へ連絡してください。

保険証を提示して診療を受けるまえに、事業所の安全衛生担当者にご連絡ください。労災保険の給付に該当するかどうかは、労働基準監督署が認定を行います。

◎第三者の行為による疾病・ケガの場合

●他人の行為によって、ケガをした場合は「第三者の行為による傷病届」を提出

業務上や通勤途上以外の交通事故、ケンカ、他人の飼い犬等にかまれたなど、第三者の行為によって起こった疾病・ケガは、本来加害者が治療費を負担すべきですが、保険証を提示して診療を受けることもできます。その際は、すみやかに健保組合までご連絡をお願いします。

●「第三者の行為による傷病届」が必要な理由

交通事故やケンカ等の第三者の行為による疾病・ケガの治療費は、本来加害者が負担すべきものです。保険証を使って診療等を受けた場合、健保組合が加害者に代わって医療費を立て替えたこととなりますので、その費用を加害者または損害保険会社などに請求します。（損害賠償権の代位取得）

このため、すみやかに傷病届をご提出いただく必要があります。